



島 根 県 報

平成23年10月25日（火）

号外 第 183 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【監査公表】

定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置

2

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成21年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会委員長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成23年10月25日

島根県監査委員	田 中 八洲男
同	石 原 真 一
同	法 正 良 一
同	山 川 博 司

平成21年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置の内容

指 摘 事 項	措 置 の 内 容
<p>1 一般会計、特別会計及び企業会計</p> <p>(1) 総務部</p> <p>① 支払額を誤っているもの</p> <p>島根県水難救済会事業費補助金について、補助対象経費の審査を怠り、補助金交付要綱で定める補助率を超えて補助金を交付していた。</p> <p>交付（確定）額 222,000円</p> <p>正当額 186,979円</p> <p>超過交付額 35,021円</p> <p>(消防防災課)</p>	<p>① 支払額を誤っているもの</p> <p>交付先の財団法人島根県消防協会（現在の公益財団法人島根県消防協会）へ状況を説明のうえ返還手続きを依頼し、平成22年9月9日に超過分35,021円を返納してもらった。</p> <p>今後は、交付要綱の不明瞭な箇所を改めた上で（平成23年1月1日改正済み）、実績確認をより適切に行うよう努める。</p>
<p>(2) 健康福祉部</p> <p>① 支払の時期が遅延し、延滞金が発生したもの</p> <p>国庫補助事業に係る交付額の確定により生じた国庫返還金について、納期限後に支払ったため延滞金が発生していた。</p> <p>納期限：平成21年4月20日</p> <p>交付日：平成21年5月15日</p> <p>名称：平成18年度障害者自立支援給付費等国庫負担（補助）金の交付額の確定に伴う返還金</p> <p>返還金：3,196,000円</p> <p>延滞金：23,970円</p> <p>(障がい福祉課)</p>	<p>① 支払の時期が遅延し、延滞金が発生したもの</p> <p>国から補助金返還の通知が来た場合には情報システムを活用して速やかに収受の手続きを行い、その後の一連の処理の完了に至るまで、事務処理の進捗状況を全ての関係職員が確認できるよう改善を図った。</p>
<p>(3) 商工労働部</p> <p>① 支出の会計年度所属区分を誤っているもの</p> <p>次の支出について、平成22年度会計分として執行伺いを得て執行しているにもかかわらず、会計年度所属区分を誤って平成21年度会計分から支払われていた。</p> <p>ア PPC粘着フィルムの購入 (契約金額 2,688円、納品・検査年月日 平成22年4月5日)</p> <p>イ ロックリングフィルムの購入 (契約金額 4,200円、納品・検査年月日 平成22年4月5日)</p> <p>ウ 名札用ストラップ等の購入 (契約金額 3,484円、納品・検査年月日 平成22年4月7日)</p> <p>(産業振興課)</p>	<p>① 支出の会計年度所属区分を誤っているもの</p> <p>監査での指摘を受け、主管課と再発防止に向けての対応を検討し、課内職員に周知を行った。(周知事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度を誤って処理された支出があった事実 ・出納整理期間における新旧書類混在の認識 ・支出伺い作成の段階で、新旧年度を明確に表示 ・庶務担当、主管課予算経理部門でのチェックの徹底など <p>○平成23年2月9日付け、審第327号「適正な会計処理の確保について」</p> <p>通知の内容について、あらためて課内職員に周知徹底を図った。</p> <p>○平成22年度末から出納整理期間中において、支出伺い作成者、庶務担当ライン、主管課予算経理部門において、年度間の誤りがないよう引き続き相</p>

<p>(4) 企業局</p> <p>① 不要品の決定及び処分の手続きがされていないもの</p> <p>デジタルカメラ等の備品類の廃棄（廃棄備品類11点）について、事務所の長の指示を受けて、不用品の処分をしなければいけないにもかかわらず、この手続きがされていなかった。</p> <p>(東部事務所)</p>	<p>互チェックを行い、再発防止に努めた。</p> <p>① 不要品の決定及び処分の手続きがされていないもの</p> <p>東部事務所職員の財務規定に対する理解不足により生じたものであり、物品を廃棄する際の手順を遵守するよう職員に周知徹底した。</p> <p>また、財務規定の内容が現実の管理・運用とそぐわない点や、記述内容が不明瞭な点があったので、財務規定を改正した。</p>
<p>(5) 議会事務局</p> <p>① 支出の会計年度所属区分を誤っているもの</p> <p>プレゼンテーション用のノートパソコン購入（契約金額 221,539円、納品・検査年月日 平成22年3月31日）の支出について、平成21年度会計分として執行伺いを得て執行しているにもかかわらず、会計年度所属区分を誤って平成22年度会計分から支払われていた。</p> <p>(議会事務局)</p>	<p>① 支出の会計年度所属区分を誤っているもの</p> <p>出納整理期間における入力ミスによる年度誤りを防止するため「新年度」の表示を徹底し、年度区分の明確化を図った。今後は会計事務処理上のミスが生じないよう、一層の職員の意識向上とチェックの徹底を図る。</p>
<p>(6) 教育委員会</p> <p>① 支払の時期が遅延し、延滞金が発生したもの</p> <p>国庫補助事業の廃止に伴う国庫返還金について、納期限後に支払ったため延滞金が発生していた。</p> <p>納期限：平成21年6月5日</p> <p>交付日：平成21年5月12日</p> <p>名称：地対財特法経過措置事業経費返還金</p> <p>返還金：5,122,905円</p> <p>延滞金：4,912円</p> <p>(人権同和教育課)</p>	<p>① 支払の時期が遅延し、延滞金が発生したもの</p> <p>国庫補助金の収入・支出事務に対する理解を深め、迅速な事務処理を行うように努めており、以後、納期限内に支払っている。</p>
<p>② 契約書による契約の締結がされていないもの</p> <p>(1) 食堂いす購入契約（契約金額 934,500円）について、地方自治法第234条第5項及び会計規則第68条の規定に基づき契約書により契約を締結しなければならないにもかかわらず、契約書が作成されていなかった。</p> <p>(2) 教科指導書等購入契約（契約金額388,395円）について、会計規則第68条の5の規定により請書を徴さなければならないにもかかわらず、徴されていなかった。</p> <p>(松江ろう学校)</p>	<p>② 契約書による契約の締結がされていないもの</p> <p>今後は、執行伺いの中に金額別の契約書類等のチェック欄を設けてチェックする。</p>

平成21年度会計定期監査結果報告書「添付意見」に係る処理方針等

添 付 意 見	処理方針・措置状況
<p>I 一般会計及び特別会計</p> <p>1 獣医師の確保対策について</p> <p>近年、獣医師の職域（小動物志向）並びに地域（都会志向）における偏在傾向が強まり、県においては獣医師の確保が困難となっている。最近の獣医師採用の状況を見ると、応募者数が採用予定者数に達せず、採用者数は採用計画の半数以下となっている。その結果、平成22年8月末の職員配置状況では、農林振興センター家畜衛生部等3機関で欠員が生じ、食肉検査や家畜の防疫体制などの分野で、業務執行に支障が生じることが懸念されている。また、今後も多くの退職者が予定されるなど、獣医師不足の状況は続くと思込まれる。</p> <p>食品や畜産の衛生と安全を確保する上で重要な役割を担う獣医師の確保は喫緊の課題である。そのため、県では獣医師の確保対策として、県内高校生への獣医師業務紹介や、獣医系大学生の獣医師職場体験の実施、さらに、獣医師として島根県での一定期間の勤務を返還免除の条件とした獣医師修学資金を創設する等、獣医師の安定確保に向けて取り組んでいる。</p> <p>については、採用困難な獣医師が魅力ある職種となるよう、処遇面についても、他県の状況を参考に改善を検討するとともに、引き続き実効性のある獣医師確保対策に努められたい。</p>	<p>（人事課、薬事衛生課、食料安全推進課、人事委員会）</p> <p>獣医師については採用が困難な職種であることから、処遇面の改善策として、平成23年4月1日より初任給調整手当を上限14,000円・支給年数7年までから、中四国地方で最上位となる上限45,000円・支給年数9年までとした。</p> <p>また、その他の確保対策としては、従来より全国の獣医学系大学への個別訪問や個別選考試験の導入などの取組を行っているが、それに加え、より多くの受験生を確保するため、平成22年度採用試験より年齢制限を撤廃した。</p> <p>これにより平成21年度採用試験では6人であった受験者数が、平成22年度試験では10人となり、その結果、採用計画8名に対し、採用者数は7名とほぼ計画どおりの採用となり、欠員が解消できた。</p>
<p>2 特別支援教育の充実・強化について</p> <p>近年、特別支援教育の対象となる児童生徒の増加を背景に、県立学校では、特に知的障がいを対象とする特別支援学校の高等部における生徒数が急増している。このため、ハード面では、施設の狭隘化やバリアフリー化等への対応に迫られているものの、敷地に余裕がないことや予算が限られていること等から、対応に苦慮している状況が見受けられた。また、ソフト面でも特別支援教育専門の教員の育成が必要となっているが、現状では主に期限付任用の講師の増員による対応となっている。</p> <p>さらに、増加する講師の給与支給事務をはじめ予算執行事務等が増加しており、事務職員の業務負担増への対応も課題となっている。一方、県内の一部の地域では、特別支援学校が設置されておらず、このため、障がいのある児童生徒は遠距離通学等を余儀なくされ、あるいは希望する特別支援教育が受けられないといった問題も指摘されている。</p>	<p>（教育庁総務課、高校教育課、特別支援教育室）</p> <p>県教育委員会では、平成22年5月、学識経験者等17名によって構成される「今後の特別支援教育の在り方に関する検討委員会」を設置し、新しい障がい種への対応、知的障がい者等の卒業後の就労対策、各圏域の複数障がい種対応等の近年における新たな課題について諮問を行っていたが、本年3月、同検討委員会から提言となる答申を受けた。</p> <p>県教育委員会では、この答申の趣旨を尊重し、特別な支援の必要な子どもの自立と主体的な社会参加の実現に向けて、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行うために、本県における特別支援教育の推進に関する実行計画として「しまね特別支援教育推進プラン（仮称）」の策定を進めているところである（策定予定時期：平成23年内を目途）。</p>

<p>こうした中、県教育委員会では、今年度「今後の特別支援教育の在り方に関する検討委員会」を設置し、新しい障がいへの対応、特別支援学校の将来像と校舎の老朽化対策、教職員の育成などの課題について検討を行っている。</p> <p>ついで、学校現場の課題や地域の問題も含め、特別支援教育の充実・強化について同検討委員会で十分な検討を行い、そしてこの検討の結果得られた充実強化策を着実に実施することにより、障がいのある子どもの実態に即した教育が確保されるよう取り組まれない。</p>	
<p>3 適正な会計処理について</p> <p>今年度の定期監査において、支出に関し会計年度区分を誤っていると指摘した事例が2件あったが、いずれも出納整理期間中において発生している。1件は、物品納入の日及び検査の日の属する年度が「平成22年度会計」であるにもかかわらず、誤って「平成21年度予算」から支出されていた。また、他の1件は、これとは逆に、物品納入の日及び検査の日の属する年度が「平成21年度会計」であるにもかかわらず、誤って「平成22年度予算」で支出されていた。</p> <p>これらの事務処理は、執行何や契約、納品、検査等は適正に処理されていたものが、支出負担行為兼支出命令票の電算入力の段階で異なる会計年度分として処理され、出納機関の審査もそのまま通過したものである。</p> <p>このような電算入力の誤りについては、各部の予算経理部門と出納機関の審査、チェック機能が不十分なこと、そして、執行部門（原課）と予算経理部門（主管課）との連絡体制が不十分な点にその原因があると考えられる。</p> <p>ついで、出納整理期間における支出について、新年度分と旧年度分の支払事務が輻輳することから、執行何に「新年度分」等の表示を義務づける等、全庁的に統一した取組みを講じるとともに、出納機関においては、審査、チェック機能の強化を図り、執行部門と予算経理部門においては、相互の連絡体制の徹底を図られたい。</p>	<p>(各部主管課、出納局、各委員(会))</p> <p>財務会計システムの支出の処理については、「検査日」を入力項目として追加し、各部局において入力された「検査日」を支出負担行為兼支出命令票等の「支出に係る確認欄」の「検査(確認)年月日」欄へ印字する機能を追加したところである。</p> <p>これにより、電算処理においては、入力された会計年度と検査日との整合性をチェック(入力された検査日の年度と入力された会計年度が異なる場合はエラー表示)できることとなり、出納機関における書類審査においては、帳票に印字された検査日と検査調書等に記載された検査日との同一性を確認することで、会計年度区分の誤りが起こらないように適正な会計処理に向けた支出命令の審査及びチェック機能の強化を図ったところである。</p> <p>なお、執行部門(原課)と予算経理部門においては、次のような取り組みがなされているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出納整理期間における新年度分の処理については、原課の執行何と主管課における経理処理の際に出力される支出負担行為兼支出命令票等の余白に朱書きで「新年度」と表記し「旧年度」分と区分している。 ・年度末には「会計事務等における適正な執行に関する留意事項」を主管課から原課へ送付し、注意喚起をしている。 ・年度当初に主管課の予算経理担当と部内各課担当者との会議を開催し、会計事務における留意事項の説明や意見交換をしている。 <p>(公安委員会)</p> <p>警察においては、従来から、新年度分の執行何には「新年度」と表示し、年度区分の誤りがないよう努めている。</p> <p>また、会計処理に当たっては、警察独自で作成した「会計業務チェックマニュアル」を活用するなど、確実な業務</p>

<p>4 自家用自動車の公務使用に係る取り扱いについて</p> <p>公務を効率的に遂行するため、自家用自動車による旅行が、県立学校など地方機関を中心に相当の頻度で行われている。このような自家用自動車の公務使用に際しては、あらかじめ自家用自動車の公務使用に係る登録手続きを行ったうえで、旅行命令簿等により承認することになっている。</p> <p>この自家用自動車の公務使用について、事前の登録がないまま、あるいは登録上、免許証、自動車検査証、任意保険契約の有効期限が経過しているにもかかわらず、旅行承認が行われているケースが複数の所属で見受けられたところである。</p> <p>については、自家用車の公務使用による旅行承認を行う場合には、事前の自家用自動車の登録の有無及び上記有効期間の確認を徹底するとともに、これらの事項について台帳を整備するなど、事務処理の効率化にも努められたい。</p>	<p>チェックを行っており、今後とも適正な会計処理の徹底を図ることとしている。</p> <p>(各部主管課、各委員(会))</p> <p>自家用自動車の登録の有無及び有効期間の確認の徹底について改めて通知した。<H23. 3. 31人第1401号総務部長通知></p> <p>(留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属長は、職員が自家用自動車を公務使用する場合には、あらかじめ要綱第6条に定める自家用自動車の登録手続きを行わせるよう徹底すること。 ・所属長は、自家用自動車の公務使用の承認に当たっては、要綱第7条に定める使用承認の手續に際し、必要に応じて自家用自動車届出書を添付させるなどの方法により、登録の有無及び届出書の有効期間の確認を徹底すること。また、現在、内部管理事務改革において、総務事務センターで自家用自動車の登録や有効期限のチェックを集中処理するシステムの構築を予定している。 <p>(公安委員会)</p> <p>警察においては、自家用自動車を公務に使用する必要が生じた場合は、その都度、事前に所属長に使用申請を行い、所属長が職員の運転資格、任意保険契約の締結状況等を確認した上で承認を行っている。</p> <p>今後とも、承認に際しては、適正な手続きの徹底を図ることとしている。</p>
<p>5 物品納入の確認について</p> <p>物品納入に係る会計処理については、「予算執行の適正化への取組みについて」(平成20年12月19日会計管理者通知)及び「適正な会計処理の確保について」(平成21年12月1日会計管理者通知)に定める改善策がまだまだ十分には徹底されていないので、適正な取り扱いについて改めて周知徹底を図るとともに、研修などを通じて職員の意識改革に努められたい。</p> <p>なお、これら改善策の内、発注事務と納品検査を異なる職員が行うこととする取り扱いについては、特に事務職員の少ない機関において実施率が低いので、より実効性のある取扱いとなるよう工夫されたい。</p> <p>また、物品調達に係る予算執行の適正化を図るため、本庁では本年7月から出納局会計課物品調達室において、発注事務を集中して行う集中調達が実施に移され、発注事務と検査確認事務が体系的に分離されたところであるが、地方機関についてもできる限り速やかに同</p>	<p>(出納局)</p> <p>「適正な会計処理の確保について」(平成23年2月9日会計管理者通知)により、物品納入に係る会計処理の適正な取扱いについて、周知徹底を図ったところである。また、会計事務職員等を対象とした研修会も、平成22年度は県内4カ所で年2回ずつ開催し、物品納入に係る会計処理の意識改革に努めたところである。</p> <p>平成23年度においても同様の研修を継続して実施することとしており、引き続き適正な会計処理の確保に努めたい。</p> <p>なお、汎用性のある物品については、平成24年度から本庁と地方機関の調達事務の一本化を図る予定である。</p>

<p>様のシステムが実施できるよう検討されたい。</p> <p>6 県単独補助金等について</p> <p>補助金等の額を確定する場合においては、補助金等交付規則第11条等に定めるところにより、補助事業者等が提出する補助事業等に係る実績報告書や添付書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するかどうかの完了調査を行うことになっており、補助金等の適正な執行を確保していく上において、その実績確認は重要な行為である。</p> <p>今回の定期監査において、完了調査を現地調査により行い、実績報告書に加えて証拠資料に基づいて実績確認を行った事例も見受けられたが、多くは、完了調査を書面のみで行い現地調査を行っていなかった。</p> <p>については、補助事業者等から提出された実績報告書等の書類の審査だけで実績を十分確認することができる場合を除き、できる限り現地調査を実施し、必要に応じ証拠資料の提出を求め確認するなど、その実績確認を適切に行うようにされたい。</p> <p>また、補助目的に沿った成果が得られるような事業内容となっているかどうかについて、より具体的に審査・確認できるように、補助金交付要綱に定める補助対象経費等に係る規定をより明確にするなど、関係規定の整備を行われたい。</p>	<p>(各部主管課、財政課、出納局、教育委員会)</p> <p>現地調査については、これまでも必要に応じて実施してきたが、今後とも、できる限り補助金交付先に出向いて、補助事業者から、実績報告書の内容について、事業実施結果及び関係帳簿等証拠書類の確認を行い、補助金額の確定を行うなど、適切な実績確認を行う。</p> <p>なお、各部局においては、次のような取り組みがなされているところである。</p> <p>◇具体例</p> <p>農林水産部所管「みーも森づくり事業実施要項」において、具体的な検査方法を規定している。</p> <p>第13 完了確認・検査</p> <p>検査にあたっては、現地確認のほかに、納入された物品の規格・数量並びに支払い状況を確認するものとし、結果を県庁に報告するものとする。</p> <p>なお、支払い状況については、実績報告書の金額と帳簿（出納帳、通帳）の確認に加えて、次により確認するものとする。</p> <p>①実績報告書、帳簿、領収書の金額の突合 ②領収書の発行年月日 ③領収書の宛先 ④領収書の金額</p> <p>また、可能な限り、補助金交付要綱に定める補助対象経費等に係る規定を明確にするなど関係規定を整備する。</p> <p>今後とも、補助金の適切な執行について、取り組んでいく。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>警察においては、補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、補助事業者から提出された実績報告書等により完了調査を行っているが、書類審査に際しては、必要により補助事業者の説明等を求めている。</p> <p>今後とも必要に応じて、現地調査の実施や証拠書類の提出を求めるなど、適正な完了調査に努めるとともに、必要により関係規定の整備を行うなど、補助金等の適正な執行に取り組んで行くこととしている。</p>
--	--